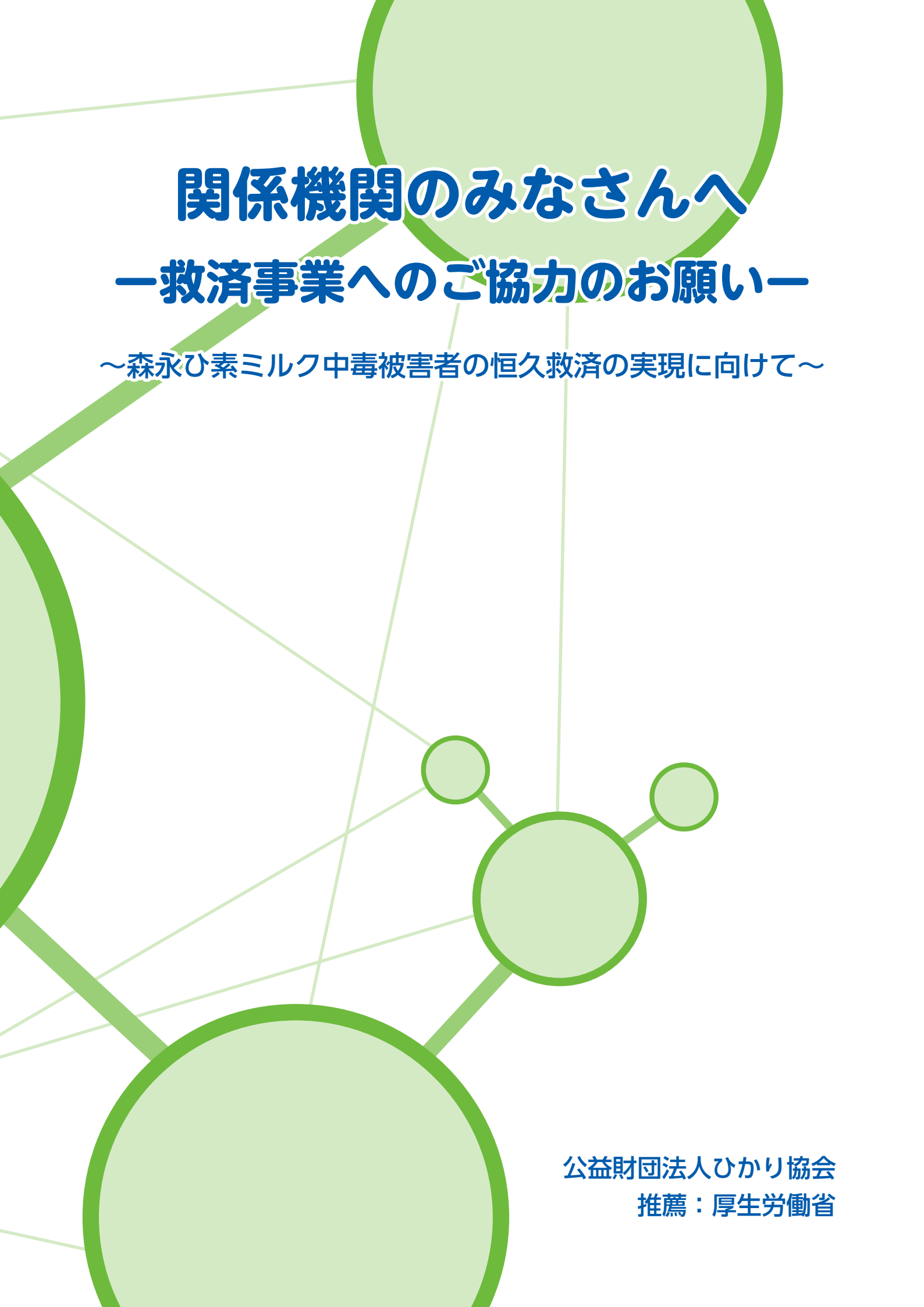




関係機関のみなさんへ —救済事業へのご協力のお願い—

～森永ひ素ミルク中毒被害者の恒久救済の実現に向けて～

公益財団法人ひかり協会
推薦：厚生労働省

関係機関向けパンフレット第3版の発行にあたって

ひかり協会は、1955年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者に対する救済事業を、国（当時の厚生省）、森永ミルク中毒のこどもを守る会（現：森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会）、森永乳業の三者において合意された三省会談確認書を基に実施してまいりました。この間、三者のほか、都道府県・市町村などの行政機関や関係機関の皆様、専門家の皆様のご協力を賜り、被害者救済事業を積極的に推進することができました。

被害者は2025年にはほぼ全員が70歳以上となります。障害のある被害者については、本人や家族の体調変化からの「生活の場」「後見的援助者」の確保・変更をはじめ、生活習慣病や二次障害といった健康課題、介護態勢や入院時の対応、意思決定支援などの課題に取り組んでおります。また、障害のない被害者であっても、医療や介護をはじめ、様々な生活課題についての相談が増えています。

引き続き、多くの関係機関の皆様のご協力をいただきながら、被害者の様々な課題に取り組んでまいります。

被害者の恒久救済の実現に向けて、ひかり協会の救済事業に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人ひかり協会

目次

●パンフレット第3版の発行にあたって

I 森永ひ素ミルク中毒事件とひかり協会	1
1. 森永ひ素ミルク中毒事件	
2. 三省会談とひかり協会の設立	
II 被害者の状況	4
1. 被害者全体の状況	
2. 障害のある被害者の状況	
III 関係機関のみなさんへ ー協力をお願いー	5
1. 関係機関の協力	
2. 行政の協力	
IV ひかり協会の救済事業	9
1. 被害者全体に対する事業	
2. 障害のある被害者に対する事業	
3. その他の事業	

資料

資料1	三省会談確認書	3
資料2	厚生労働省通知（平成3年7月8日付 衛食第91号（平成25年2月27日改正 食安企発0227第1号）） （参考） 保健福祉労働サービス要望事項	11 13
資料3	厚生労働省通知（平成19年1月22日付 食安企発0122001号、障障発0122001号（平成25年2月27日改正 食安企発0227第2号、障障発0227第2号））	14
資料4	厚生労働省通知（平成25年2月27日付 食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号）	15
資料5	厚生労働省事務連絡「施設入所等の取組に対する協力」（平成28年9月26日付）	16
資料6	厚生労働省事務連絡「適切なサービス提供に向けた取組に対する協力」（平成31年1月10日付）	17
資料7	厚生労働省事務連絡「介護サービスの利用等に関する相談への対応」（令和6年6月21日付）	18
資料8	事件と救済事業の経過（年表）	20

I 森永ひ素ミルク中毒事件とひかり協会

「森永ひ素ミルク中毒事件」とはどのようなものだったのでしょうか。事件発生から、ひかり協会が設立されるまでを、簡単にご説明します。

1. 森永ひ素ミルク中毒事件

(1) 事件の発生

1955年（昭和30年）の春から夏にかけて、西日本一帯で人工栄養児の間に原因不明の病気が集団的に発生しました。これは1955年4月から8月の間に森永乳業徳島工場で生産された育児用粉乳の中に、大量のひ素化合物が混入したことが原因でした。ひ素は乳質安定剤として使用した「第二燐酸ソーダ」に含まれていました。粉乳中のひ素化合物の濃度は乳児が飲めば急性ないしは慢性ひ素中毒を引き起こす量でした。

事件は岡山大学小児科教室の浜本教授らによって、医学的分析の結果、8月23日にひ素中毒によるものとして公表されました。

被害児の数は、1956年6月9日の厚生省（当時。以下同様）発表によると、**12,131名**にのぼり、そのうち明らかにひ素中毒によると認められた死亡者が**130名**という、世界でも例を見ない大規模な乳児の集団中毒事件でした。

中毒時の症状は、ほとんどの例が発熱し、睡眠不良、咳、下痢、嘔吐などの症状から始まって、皮疹、色素沈着、肝腫を認め、さらに腹部膨満、貧血など典型的なひ素中毒症状を示しました。中毒が進むと腹水や黄疸が出て、痙攣発作や脳症を思わせる症例もありました。

人工栄養児をもつ親は、わが子の健康を案じて医療機関や保健所に殺到し、こうした状態は1ヵ月近くも続きました。



(2) 事件の解決

被害児の親たちは「森永ミルク被災者同盟全国協議会」に結集して、森永乳業に原状回復と補償を求めましたが交渉は難航しました。厚生省は学識経験者5人に委託して「五人委員会」を設置、その「五人委員会」による「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」にしたがって事件の解決を図りました。それは親たちにとっては満足できる解決内容ではありませんでしたが、当時の情勢から結局受諾せざるを得ませんでした。子供たちの将来に不安を持った親たちの要望によって、厚生省は1956年に検診の実施を指示し、事件発生からほぼ1年後に全国各府県で実施されました。しかし、その治癒判定基準は極めて簡単なもので、その結果はほとんどが「全快」の判定を受け、親たちが最も心配した後遺症についても「ほとんど後遺症の心配はない。今なお引き続き治療を受けている者は、後遺症ではなくして原病の継続である」（「五人委員会」意見書）との判断が下されました。

こうして事件は医学的にも社会的にも一応落着し処理されたかのように見られました。

(3) 丸山報告―「14年目の訪問」―

ところが1969年10月、日本公衆衛生学会において、大阪大学医学部の丸山博教授が被害者の追跡調査の結果を「14年目の訪問」として発表し、再び社会問題として取り上げられるようになりました。世論の強い支持もあって、各自治体、公衆衛生学会・衛生学会・小児科学会など多くの学会の協力があり、各地で自治体検診が実施されて全国的に実態が明らかになってきました。



2. 三者会談とひかり協会の設立

丸山報告を受けて、1969年11月に全国の親たちの組織である「森永ミルク中毒の子どもを守る会（現・森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、以下「守る会」という）」が発足しました。「守る会」は賠償要求ではなく、子供たちの健康回復と社会的自立と発達を求め、そのための医学的究明と恒久的対策を要求して運動し、森永乳業や国と交渉しました。多くの専門家や世論の大きな支持を受けつつ、国と森永乳業を相手に民事訴訟も提訴するなどの運動を進め、独自の「恒久対策案」を作成してその実現を迫りました。

「一日も早く被害者の救済を」という親たちの願いを受けて、国（厚生省）の呼びかけで1973年10月になって「守る会」と森永乳業を加えた三者による話し合いが始められ、同年12月に被害者救済に関する5項目からなる三者会談確認書（3頁（資料1）参照）

が締結されました。その内容は「守る会」の恒久対策案を尊重し、その考え方に基づいて、三者がそれぞれの立場で協力し救済機関を設立して被害者救済に努力することを約束したものです。

森永乳業は事件の責任を認めて救済の義務を果たし、国は救済事業の要請により行政協力することを約束しました。

ひかり協会は、このように国、「守る会」、森永乳業の三者の合意を基盤に、全被害者の救済を図るために1974年（昭和49年）4月に設立された公益法人（設立当初は財団法人：2011年4月からは公益財団法人）です。

「守る会」が選んだこの“三者会談方式”は、すべての損害を金銭賠償として解決を図る現行法制度の公害補償とは異なり、それでは解決しえない恒久救済を求めたものです。

「恒久対策案」で、「加害企業の果たさねばならない社会的責任を明らかにし、全国の公害被害者救済の新しいパターンを提示しようとするもの」と述べているように、それまでになかったパターンの損害賠償制度であるといえます。

こうして、ひかり協会は被害者の自立と発達を保障するための救済事業を実施しています。



三者会談確認書の調印（昭和48年12月23日）

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここに、そのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉
	署 名 印
森 永 ミ ル ク 中 毒 の こどもを守る会理事長	岩 月 祝 一
	署 名 印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇
	署 名 印

Ⅱ 被害者の状況

次に、高齢期を迎えた被害者の状況や課題について触れてみます。

1. 被害者全体の状況

被害者総数は、13,462名（2024年3月末現在）です。このうち約5,200名がひかり協会と常時連絡を希望しており、この被害者が救済事業の対象者（以下、「アンケート①対象者」という）です。

被害者集団の医学的特徴は、脳性麻痺・知的障害・てんかん・脳波異常・精神障害などの**中枢神経系**の異常が多いこと、ひ素中毒特有の皮膚変化である**点状白斑**と**角化症**が一部に見られること、虚弱でいろいろな身体的愁訴をもつ被害者が多いことです。

特に中枢神経系の障害・症状が多いことは、乳幼児の中毒であるこの事件の大きな特徴で、中毒当時ひ素により直接的、間接的に受けた変化が、成長に伴って種々の形で現れたものと考えられています。

また、「ひ素ミルクによる急性中毒の乳幼児への輸血などの医療行為によって、**C型肝炎ウイルス**の混じった血液を介して感染す

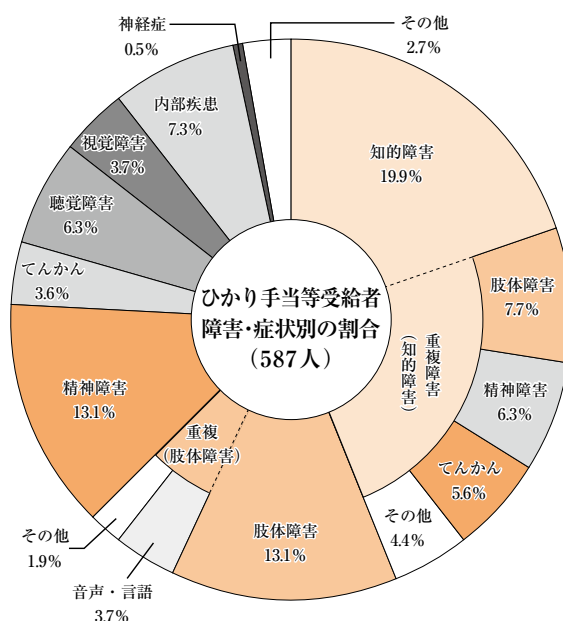
る機会が多く、『アンケート①対象者』に慢性肝炎・肝がんが多い。感染の時期が乳幼児期であったことを考えると、被害者における慢性肝炎、肝がんの発症年齢は一般より早くなる可能性がある」と協力専門家から指摘されています。

2. 障害のある被害者の状況

障害のある被害者には、ひかり協会から生活保障・援助のひかり手当等を支給していますが、この手当対象者の障害の状況は図1のとおりです。

高齢期になり障害の重度化や健康悪化が進み、これまでの生活の維持が困難になる被害者も増えています。しかし、どんなに障害が重くとも「誰と、どこで、どのように暮らすか」を自らの意思で選択・決定することを基本とし、人権が守られ充実感があり、安心・安全な暮らしであること、本人の意思が尊重された医療が受けられることが重要であると考えています。

（図1）ひかり手当等受給者の障害・症状別の状況
（2024年3月現在）



Ⅲ 関係機関のみなさんへ —協力をお願い—

高齢期を迎えた被害者の救済のために、関係機関や行政のみなさんをお願いする内容を記します。

1. 関係機関の協力

高齢期を迎え、これまで以上に被害者が健康・生活・孤立などの課題を抱えると考えられるため、ひかり協会では行政や地域の社会資源につながることを重視しています。障害のない被害者であっても、様々な理由により、自力で行政や社会資源に結びつくことが困難な場合があります。被害者が、地域の社会資源に結びつかない状況や制度のはざまに必要な支援が受けられない事態に陥らないように、高齢期の課題に係る総合的な支援が重要になると考えています。

特に、障害のある被害者の健康状態や生活の変化は大きくなっています。本人の意思が尊重された医療・支援が受けられるよう、また、充実した生活を送ることができるよう、行政をはじめ地域の関係者と連携し、大きな支援の輪で本人を支えていく取組が重要となっています。

(1) 障害福祉関係機関へのお願い

ひかり協会は、障害のある被害者の主体的な取組を重視しながら、本人中心の正確なニーズの把握に基づいて、その実現に向けて取り組んでいます。

それらの取組の中で、重点的な課題として

①「生活の場」と「後見的援助者」の確保・変更

②「健康課題」への対応

ア. 二次障害（既存障害の悪化及び新たに出現する障害・症状）の予防・進行防止
イ. 糖尿病など生活習慣病の予防・重症化防止

③「地域の支援ネットワーク」の確立を挙げています。

障害のある被害者が、自分らしい生活を維持しながら、緊急時も含めて安心して生活できるようにするためにも、障害福祉関係機関のみなさんには、次のようなひかり協会との連携・協力をお願いします。

【具体的な内容】

- 関係機関による連絡調整会議（ネットワーク会議）への参加
- 指定特定相談支援事業者（及び相談支援専門員）によるサービス等利用計画の作成
- 居宅介護・移動支援、入所施設・グループホーム、生活介護・就労支援など、障害者総合支援法のサービス利用に係る連携・協力
- 居宅介護支援事業所（及び介護支援専門員）や地域包括支援センターなどとの連携・協力
- 様々な支援者による、被害者の地域生活・社会参加などに係る連携・協力
- 災害時の避難行動要支援者対策に係る連携・協力



（２）介護保険関係機関へのお願い

2013年（平成25年）2月に国の窓口課（当時）である企画情報課の課長と老健局介護保険関係各課の課長との連名で出された、都道府県に対する通知（15頁（資料4）参照）には、「在宅被害者等又は（公財）ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あてに周知をお願いします」とあります。また、2024年（令和6年）6月には厚生労働省事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」（18頁（資料7）参照）が発出されました。被害者の高齢化に伴い介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されること、自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な被害者に係る相談が増えると考えられることから、自治体窓口課における具体的な対応が示されたものです。

以前から障害福祉サービスを利用していた被害者については、65歳以降、介護保険サービスを利用する人が増えてきましたが、引き続き障害福祉サービスを利用している人もいます。

65歳以前から障害福祉サービスを利用してきた被害者が介護保険へ移行するにあたって生活の質を低下させることなく円滑に移行できるように、また、自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な被害者が介護サービスを利用するにあたって不安なく新たな生活ができるように、介護保険関係機関のみなさんには、次のようなひかり協会との連携・協力をお願いします。

【具体的な内容】

- 関係機関による連絡調整会議（ネットワーク会議）への参加
- 地域包括支援センターによる、介護保険制度のサービス利用を含む総合的支援に係る連携・協力
- 居宅介護支援事業者（及び介護支援専門員）による、厚生労働省事務連絡「適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」などに基づく介護サービス利用計画の作成及びサービス利用支援に係る連携・協力
- 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなど、介護保険制度のサービス利用に係る連携・協力
- 相談支援事業者（及び相談支援専門員）などとの連携・協力
- 様々な支援者による、被害者の地域生活・社会参加などに係る連携・協力

（３）保健医療関係機関へのお願い

森永ひ素ミルク中毒事件の特徴は健康被害であり、被害者の健康の回復、維持、増進を図ることは、ひかり協会の事業の基本です。

したがって、ひかり協会では自主的健康管理の援助や保健・医療の事業は、救済事業の対象者全員に対して取り組んでいます。

健診（検診）費・医療費などの支給や健康懇談会の開催とともに、身近で健康管理や相談ができるように、**かかりつけ医・かかりつけ歯科医**をもつことを推奨しています。

高齢期の被害者の健康課題に対して、医療機関やかかりつけ医・かかりつけ歯科医のみなさんには、次のひかり協会との連携・協力をお願いします。

【具体的な内容】

- 健診・検診、健康相談、診断書の作成などに係る連携・協力
- 関係機関による連絡調整会議（ネットワーク会議）への参加
- 支援者に対する、被害者の病態や治療方針の理解促進に係る連携・協力
- 被害者の療養生活や日常生活上の留意点などの指導・アドバイス

2. 行政の協力

(1) 三者会談確認書に基づく行政協力

三者会談確認書に基づく行政協力を、国(厚生労働省)・都道府県・市区町村の窓口課を中心としながら、総合的に進むよう取り組んできました。被害者の高齢化や症状の悪化に伴う課題に対しても、保健所や障害福祉担当課との連携に加えて、高齢福祉・介護保険担当課の協力を得るなど、今まで築き上げてきた行政協力を活用し、救済事業が充実するように取り組んでいます。

(2) 具体的な行政協力

- 障害のある被害者が障害者総合支援法や介護保険法などに基づく制度を円滑に利用できるよう、都道府県と市区町村への理解と協力を要請しています。また、高齢化に伴う心身機能の低下などによる「生活の場」の確保・変更の課題や、生活習慣病及び二次障害といった健康課題に対する取組に対する協力もお願いしています。さらに、65歳以降のサービス提供について、支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるように要請しています。
- 自治体のがん検診や各医療保険者の特定健康診査・特定保健指導、健康日本21(第3次)、がん対策推進計画、肝炎対策などに被害者が主体的に参加・活用できるように、関係行政機関の理解と協力をお願いしています。

■厚生労働省の行政協力

- ①「森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する省内連絡会議」の設置・開催
- ②「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」の開催
- ③「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」などの厚生労働省通知や関連する事務連絡の発出

④保健師等への普及啓発

11 頁(資料2)～18 頁(資料7) 参照

このような4項目の取組によって、都道府県・市区町村と連携した行政協力の仕組みづくりの推進が図られています。

その他、労働分野の行政協力として、公共職業安定所(ハローワーク)による職業相談・職場定着指導・職業紹介・就職援助などの対応がなされています。

■都道府県・市区町村の行政協力

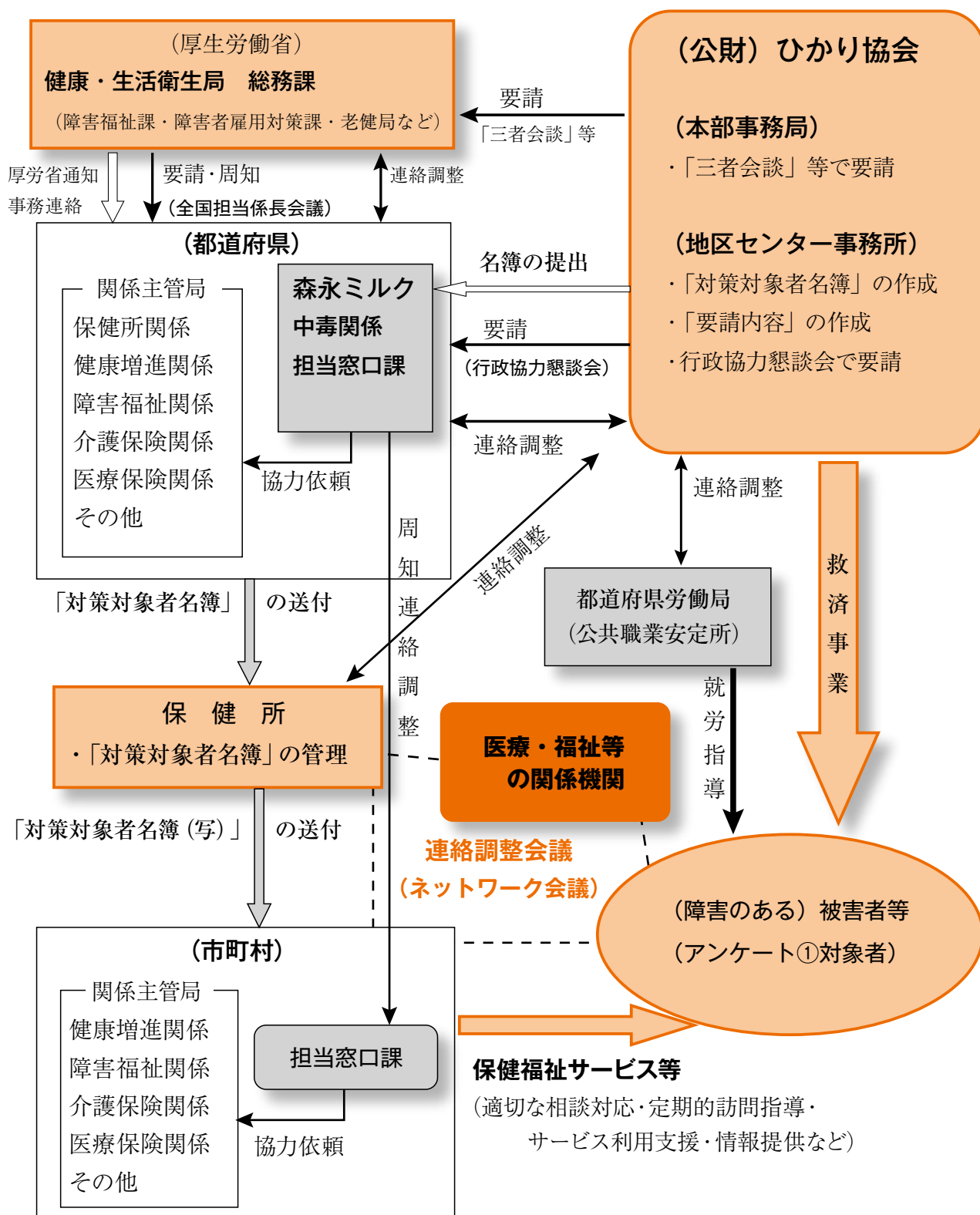
- ①「被害者対策対象者名簿」の保管管理とそれに基づく適切な相談対応
- ②行政協力懇談会の開催
- ③連絡調整会議(ネットワーク会議)の開催
- ④健診(検診)などに関する情報提供や健康懇談会などへの講師派遣
- ⑤障害のある被害者などに対する定期・随時の訪問
- ⑥施設入所等の取組に対する協力(事前協議の実施など)[14、16 頁(資料3、5) 参照]
- ⑦介護サービスの利用等に関する相談への協力[15、18 頁(資料4、7) 参照]
- ⑧65歳以降の適切なサービス提供に向けた取組に対する協力[17 頁(資料6) 参照]
- ⑨「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」に基づく認定作業への協力

その他、詳細は13 頁の「保健福祉労働サービス要望事項」に記載しています。

このように行政と協力しながら、ひかり協会の救済事業は発展してきました。

さらなる救済事業の充実のために、行政とともに関係機関のみなさんの協力がどうしても必要です。[8 頁(図2) 参照]

〔図 2〕 行政及び関係機関の協力関係図



Ⅳ ひかり協会の 救済事業

ひかり協会が行っている救済事業の概要を
説明します。

1. 被害者全体に対する事業

(1) 相談事業

「相談事業は、被害者の人権を守り、自立と発達を保障する救済事業実施の基本である」と位置づけて重視しています。

ひかり協会には全国で7つの地区センター事務所があります。そして、各地に地域救済対策委員会があり、被害者は各種専門家による相談、援助を受けることができます。

また、高齢期を迎えた被害者の健康や生活の変化に即した総合的な相談活動を実施しています。具体的には、行政や関係機関、専門家の協力を得て、公的制度の活用と適切な情報提供、治療促進や病気の重症化を防ぐ対策、自主的健康管理を促進する様々な援助を行うための相談事業を実施しています。

2013年2月発出の厚生労働省からの改正通知や新規通知などによって、

- ①ひかり協会から都道府県に対して提出する「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に、障害のある被害者のみでなく、行政協力を希望する「アンケート①対象者」全員を登載できる。
 - ②「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の写しを該当市区町村まで交付できる。
 - ③被害者の介護サービスの利用や施設入所等への協力について、適切な対応が行われる。
- などの内容が示され、行政による相談対応の仕組みづくりが進展しました。

(2) 保健・医療事業

被害者の健康状態の特徴を踏まえ、加齢に伴って増加する高齢期の健康課題（フレイルや認知症など）に対して保健・医療事業を積極的に推進しています。

健診（検診）受診を進めるとともに、健診（検診）費の自己負担分を「支給基準」に基づいて援助しています。また、生活習慣病などによる受療率の高まりに対して、医療事業を適切に行うため、医療費については保険診療の自己負担分を援助しています。

■自主的健康管理の援助事業

被害者の実態を踏まえ、被害者が健康の主体者として自主的に健康管理の取組を進められるよう援助することを目的に実施しています。

- ①救済事業協力員（ひかり協会が委嘱した被害者）の「呼びかけ」活動による「連帯して健康を守るネットワークづくり」を推進
- ②健康懇談会による推進
- ③健診とがん検診の受診勧奨
- ④がん対策及び生活習慣病などの対策
- ⑤高齢期の課題に対する総合的な相談活動
健康・生活・孤立などの相談について、保健師などの社会資源につながる事が困難な場合は個別に対応
- ⑥自主的グループ活動による推進
被害者同士の主体的な取組である自主的グループ活動を通じて健康づくりなどを行うことを支援

2. 障害のある被害者に対する事業

(1) 生活の保障・援助事業

■生活設計実現の援助事業

高齢期を迎えた障害のある被害者が、「生活の場」「後見的援助者」を確保・変更し、地域で安心・安全で生き甲斐や楽しみのある心豊かな日中活動を実現できるよう、関係機関や専門家、行政、守る会の協力を得て**地域の支援ネットワークづくり**を進めています。

また、障害福祉及び介護保険のサービスや成年後見制度などの活用を進めて、必要な介護態勢や後見の確保を援助しています。

さらに、二次的な障害の不安を抱える肢体不自由の対象者に対する**二次障害**の予防・進行防止、**糖尿病**など生活習慣病を抱える知的・精神障害の対象者に対する症状の改善・重症化防止、障害・症状の悪化や新たな病気発症があっても本人の意思が尊重された医療・支援が受けられることなどを重視しています。

■ひかり手当、後見・介護費の事業

障害・症状が重度の被害者に対して、生活基盤を確立し、自立と発達を保障するため、基準に基づいて、日常生活の経済的基盤を保障・援助する「**ひかり手当**」及び日常生活に必要な後見・介護の確保や権利擁護などのための「**後見・介護費**」を支給しています。

(2) 生活充実支援事業

充実した生活を実現・維持するため、保健相談や介護などのサービスの確保とともに、公的制度の施設及び事業所に通うための援助や、障害・症状のために社会との関わりを持つことが課題となる対象者が日中活動を充実させたり、施設入所者が外出の機会を確保したりするための援助を行い、助成金を支給しています。

3. その他の事業

(1) 調査研究事業

森永ひ素ミルク中毒事件の医学的・社会的特徴を踏まえ、長期的な展望に立った救済事業を実施していくため、国の協力も得て、ひかり協会として独自に必要な研究を行う事業です。1983年から実施している「**死因**」の疫学研究は現在も継続しており、必要に応じて三者（国、守る会、森永乳業）の合意をもって公表することとしています。また、ひ素が発がん性物質のひとつであることから「**がん罹患状況**」の疫学研究も継続しています。

(2) 飲用認定事業

「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」にしたがって、都道府県の窓口課の協力を得て申請の受付を行い、ひかり協会の認定委員会において審査を行っています。

(3) 自主的救済活動促進の事業

■自主的グループ活動

被害者の自立と発達に役立ち、また連帯して健康を守るネットワークや障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくりを進めるために、自主性・主体性、連帯の促進を図る被害者の自主的なグループ活動に対して、助成金を支給しています。

■ふれあい活動

ふれあい活動は、施設やグループホームに入居している被害者や、地域で生活していても障害のために社会参加が難しい被害者をグループで訪問する活動です。その活動に対して助成金を支給しています。障害のある被害者の生活や思いを知る機会として、守る会の組織的協力も得ながら進めています。

(資料 2)

旧厚生省(現 厚生労働省)通知

平成 3 年(1991 年) 7 月 8 日 衛食第 91 号

(平成 25 年(2013 年) 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 1 号)

衛食第 91 号

平成 3 年 7 月 8 日

(平成 8 年 9 月 19 日改正 衛食第 240 号)

(平成 16 年 7 月 30 日改正 食安企発第 0730001 号)

(平成 18 年 11 月 15 日改正 食安企発第 1115001 号)

(平成 21 年 4 月 1 日改正 食安企発第 0401001 号)

(平成 25 年 2 月 27 日改正 食安企発 0227 第 1 号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)

(財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「協会事業」という。)についてはかねてより御配慮を煩わしているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も 30 歳代半ばに達し、親の高齢化、社会情勢の変化等に伴い、協会事業は一層重要性を増していることにかんがみ、貴職におかれましても、下記事項に留意の上、協会事業の推進に御協力をお願いする。

(中略)

平成 25 年 2 月 27 日食安企発 0227 第 1 号前文

標記については、「三者会談確認書(昭和 48 年 12 月 23 日)」に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について」(平成 3 年 7 月 8 日衛食第 91 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知。以下「衛食第 91 号通知」という。)により御協力をお願いしているところですが、今後、森永ひ素ミルク中毒被害者も 60 歳代を迎え、従来から御協力いただいていた障害福祉のみならず、高齢福祉の分野での取組が重要となってきたこと等にかんがみ、本通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、御留意の上、協会事業への一層のご協力をお願いします。

なお、本件については、健康局がん対策健康増進課及び疾病対策課肝炎対策推進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課並びに保険局総務課医療費適正化対策推進室及び国民健康保険課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

- 1 (公財) ひかり協会現地事務所から現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の提出があったときは、当該名簿に記載された者について、個人情報の保護に留意するとともに、関係主管部局等と緊密な連携の下、障害のある被害者等が適切な保健福祉サービス等を受けられるよう配慮を願いたいこと。
- 2 当該名簿の保管管理は、適切な保健指導等を実施するうえにおいて、保健所が行うことが望ましいと考えるが、関係主管部局等と緊密な連携を図り、当該名簿の保管管理及びその活用について調整を願いたいこと。また、市町村に対し、当該市町村に居住する者（個人情報の取扱について問題の無いものに限る。）に係る当該名簿の写しを交付していただきたいこと。
- 3 障害のある被害者等の救済は、森永ひ素ミルク中毒事件関係担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、高齢福祉及び雇用対策等の都道府県関係主管部局、都道府県労働局、市町村並びに保健所等極めて広範囲の行政機関に関係しているので、(公財) ひかり協会及び関係行政機関と十分な連絡調整が図られるよう配慮を願いたいこと。
- 4 3の連絡調整については、健康増進法に基づくがん検診等の健康増進事業の実施、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行等に伴い、保健福祉分野における市町村役割の重要性が一層増大していること等にかんがみ、市町村において(公財) ひかり協会及び協会事業について理解が得られるよう周知を図るとともに、協会から要請がある場合には市町村と十分な連絡調整が図れるよう配慮を願いたいこと。

(参考)

保健福祉労働サービス要望事項

(公財)ひかり協会が障害のある被害者等に対する 保健福祉労働サービスとして要望している事項

1 保健所に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② デイケア、健康教室、患者会、家族会の紹介等の情報提供と利用支援

2 福祉事務所に対する要望

- ① ケースワーカーによる定期・随時の訪問等

3 公共職業安定所に対する要望

- ① 職業相談
- ② 職業訓練
- ③ 職業紹介
- ④ 職業指導

4 市町村に対する要望

- ① 保健師、精神保健福祉相談員、栄養士、歯科衛生士等による定期・随時の訪問指導等
- ② 健康増進法に基づく保健事業やがん検診に関する情報提供等
- ③ 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供等
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法によるホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等の情報提供と利用支援
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練施設の通所などの利用支援
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法・老人福祉法による施設・グループホーム等の紹介と利用支援等

5 1 から 4 の関係機関に対する共通要望

- ① 保健所や福祉事務所、公共職業安定所、市町村、主治医、相談支援事業者、居宅介護支援事業者等との連絡調整による支援ネットワークづくり
- ② 関係機関による連絡調整会議の開催、参加等

(資料3)

厚生労働省通知

平成19年(2007年)1月22日 食安企発第0122001号 障障発0122001号
(平成25年(2013年)2月27日改正 食安企発0227第2号 障障発0227第2号)

食安企発第 0122001号
障 障 発 0122001号
平成 19年 1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県 〔 衛生主管部(局)長
障害保健福祉主管部(局)長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

(公財) ひかり協会の行う施設入所等の 取組に対する協力について(依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところではありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

(資料4)

厚生労働省通知

平成25年(2013年)2月27日 食安企発0227第3号 老高発0227第1号
老振発0227第1号 老老発0227第2号

食安企発0227第3号
老 高 発0227第1号
老 振 発0227第1号
老 老 発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県 〔 衛生主管部(局)長
介護保険主管部(局)長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部 企画情報課長
厚生労働省老健局 高齢者支援課長
振 興 課 長
老人保健課長

(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)

(公財) ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、(公財) ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は(公財) ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)

施設入所等の取組に対する協力

各都道府県

{	衛生主管部（局）	}	御中
	障害保健福祉主管部（局）		
	介護保険主管部（局）		

事務連絡
平成28年9月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
企画情報課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
障害福祉課
厚生労働省老健局
総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の 施設入所等の取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業のうち、施設入所等の取組に関する支援については、別添のとおり協力を依頼するとともに、関係主管課長会議等において周知しているところです。

森永ひ素ミルク中毒被害者も60歳代を迎え、高齢化に伴う心身機能の低下等により、障害福祉制度、介護保険制度によるものを問わず、今後の生活の場を確保する必要があります高まっています。例えば、既に施設に入所している被害者において、医療機関での入院治療等のため、施設を退所せざるを得なくなった場合に、治療等の内容によっては、退院後に施設に再度入所することができず、やむなく転院による入院を継続することとなり、結果として、安定した生活の場を失う事例が生じています。

つきましては、このような事例の解消のためにも、被害者等又は（公財）ひかり協会から相談があった場合には、被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、施設入所等及びそのための事前対策に関する取組が促進されるよう、以下の取組例もご参考の上、引き続き、特段のご配慮をお願いするとともに、市町村においても適切な対応が行われるよう、別添の「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」及び「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービス利用等に関する相談への協力について（依頼）」と併せて管内市町村あて周知をお願いします。

（取組例）

- 1 関係部局、市町村等の関係行政機関が、緊密な連携の下、施設入所等の必要性が生じた被害者等から求めがあった場合には、被害者本人の置かれた状況を速やかに把握するとともに、施設事業者等とも必要に応じて連絡を取り合いながら、適切な制度やサービスの利用がなされるよう支援する。
- 2 施設入所が実現する等、被害者が安定した生活の場を確保するまでの間、前項の取組を継続するよう努める。

(資料6)

適切なサービス提供に向けた取組に対する協力

各都道府県

{	衛生主管部（局）	}
	障害保健福祉主管部（局）	
	介護保険主管部（局）	

 御中

事務連絡

平成31年1月10日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
厚生労働省老健局
介護保険計画課

（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への 適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところではありますが、事件発生から63年の歳月が経過し、被害者の高齢化が進むなか、適切なサービスが65歳以降にも提供されるかという点について、多くの被害者が不安を抱えております。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、障害のある被害者に対して、これまで障害福祉サービスを利用していた被害者が65歳以降も量・内容ともに同様のサービスを受けられるよう関連する通知の周知や要介護認定等申請を促すなどの相談活動を行っているところです。

一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、その運用に関して個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、障害のある被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付け事務連絡）に基づき、市町村において、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めていただくようお願いします。また、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくようお願いします。

(資料7)

介護サービスの利用等に関する相談への対応

事務連絡

令和6年6月21日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省健康・生活衛生局

総務課

厚生労働省老健局

高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する 相談への対応について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者（以下「被害者」という。）の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」（平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきたところです。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、（公財）ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課（以下「窓口課」という。）に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御了知いただくとともに、管内の市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

- （公財）ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。
- 併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、（公財）ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

（参考）

窓口課からの情報共有に当たっては、必要に応じて、（公財）ひかり協会の事業（※1）や、これまでの行政協力（※2）に係る資料を活用すること。

※1 （公財）ひかり協会の事業に係る参考資料

- ・ （公財）ひかり協会 HP
<https://www.hikari-k.or.jp/>
- ・ 行政機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511472.pdf>
- ・ 関係機関向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511493.pdf>

※2 これまでの行政協力に係る参考資料

- ・ 厚生労働省 HP「森永ひ素ミルク中毒事件について」
（※「行政協力」の項を参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/index.html

(資料 8)

事件と救済事業の経過（年表）

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
1955 (S.30)	6～8	西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生	8	岡山県衛生部「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
	9	森永ミルク被災者同盟全国協議会結成（1956年4月解散）	9	厚生省、患者・死者の確認等の「患者処理」を都道府県知事宛に通知（衛発第518号）
			11	厚生省、「治癒判定基準、治療指針」を都道府県知事宛に通知（衛発第698号）
1956 (S.31)	6	「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」発足	3	厚生省、治癒及び回復者の「精密検診」を都道府県知事宛に通知（衛発第183号）
1959 (S.34)				厚生省、全員治癒を確認したと報告
1969 (S.44)	10	丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表（第27回公衆衛生学会）		
	11	全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足		
1970 (S.45)	12	「守る会」と森永乳業の交渉開始		
1971 (S.46)				京都、大阪、和歌山、兵庫、広島、島根、愛媛等各県で検診、実態調査実施（～1973年）
1972 (S.47)	8	「守る会」は「恒久対策案」を決定（第4回総会）	6	厚生大臣が、「守る会」の要請に対して被害者手帳の大臣名での交付と、未確認被害者の認定作業を国の責任で実施する旨回答
	12	「守る会」は森永製品の不買（売）と民事訴訟を決議	9	厚生省、「被害者名簿の取扱いについて」都道府県宛に通知（環食第475号）
1973 (S.48)	11	徳島刑事裁判判決（森永乳業有罪判決）	10	厚生省の呼びかけにより三者会談開始（第1回三者会談）
			12	三者会談確認書の調印（第5回三者会談）、国が「全面的協力」を確約
1974 (S.49)	4	財団法人ひかり協会設立 三者会談は、その後も毎年開催され今日に至っている。第16回（1983年）からは協会も構成メンバーに加わる	6	厚生省は、「未確認飲用者把握調査の実施」について都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（環食第137号）
1978 (S.53)		協会は、「20歳代の被害者救済事業のあり方」を決定		
1979 (S.54)			7	厚生大臣名で「飲用者証明書」の交付開始
1983 (S.58)	6	「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称（第15回総会）	11	ひかり協会、疫学調査を大阪府立成人病センターに委託
1985 (S.60)		協会は、「30歳代の被害者救済事業のあり方」を決定	3	労働省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県職業安定主管課長宛に通知（障対発第4号）

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
1986 (S.61)			6	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第115号）
1987 (S.62)			7	ひかり協会・労働省第1回定期協議開催（その後毎年開催）
1988 (S.63)			11	厚生省、森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議開催（その後政令市に北海道と東京23区も加え毎年開催）
1991 (H.3)			7	厚生省、「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第91号）
1994 (H.6)	11	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定（1995年度より実施）		
1998 (H.10)			9	厚生省、「ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（衛食第88号）
1999 (H.11)	3	協会は、「『事務局体制の改革構想』の具体化について」ブロック制実施要綱を決定（1999年度より実施）		
2001 (H.13)			1	省庁再編により窓口が厚生労働省に再編後も三者会談確認書に基づく協力に変わらないことを確認
2002 (H.14)	3	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第一次10ヵ年計画」を決定		
2006 (H.18)	3	協会は、「第一次10ヵ年計画」を一部改正		
2007 (H.19)	3	協会は、「第一次10ヵ年計画」を一部改正、介護料事業等の「あり方」を一部改正（2007年度より実施）	1	厚生労働省、「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障害発第0122001号）
2010 (H.22)	11	協会は、「ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10ヵ年計画」を決定（2011年度より実施）		
2011 (H.23)	4	協会は、公益財団法人に移行		
2012 (H.24)	4	協会は、県事務所統廃合を実施		
2013 (H.25)	3	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を改正	2	厚生労働省通知（食安企発第0401001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長宛に通知（食安企発0227第1号） 厚生労働省通知（食安企発・障害発第0414001号）の一部改正を都道府県衛生主管部（局）長・障害保健福祉主管部（局）長宛に通知（食安企発・障害発0227第2号） 厚生労働省通知（食安企発0227第3号、老高発0227第1号、老振発0227第1号、老老発0227第2号）を都道府県衛生主管部（局）長・介護保険主管部（局）長宛に通知

年	月	事件及び守る会、ひかり協会関係	月	行政関係
2014 (H.26)			8	厚生労働省通知「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(食安企発0828第2号)を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知
			12	厚生労働省通知「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)」(食安企発1203第2号)を都道府県衛生主管部(局)長宛に通知
2016 (H.28)			9	厚生労働省事務連絡「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、障害保健福祉主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知
2019 (H.31)			1	厚生労働省事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、障害保健福祉主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知
2021 (R.3)	5	協会は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を改正、「ブロック制実施要綱による第三次10ヵ年計画」を決定(2021年度より実施)		
2023 (R.5)	6			ひかり協会、疫学調査を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学に委託
2024 (R.6)			6	厚生労働省事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」を各都道府県の衛生主管部(局)、介護保険主管部(局)宛に通知

公益財団法人ひかり協会 事務所連絡先一覧

事 務 所	所 在 地	電 話・FAX
本部事務局	〒530-0022 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館2階	電話 (06) 6371-5304 FAX (06) 6371-5348

事 務 所	所 在 地	電 話・FAX
関東地区センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿5-4-1 新宿Qフラットビル607	電話 (03) 3352-0972 FAX (03) 3352-1040
東近畿地区センター事務所	〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル5階	電話 (075) 284-2421 FAX (075) 343-0221
西近畿地区センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館4階	電話 (06) 6371-2160 FAX (06) 6371-2167
東中国地区センター事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4階	電話 (086) 232-3855 FAX (086) 232-3027
西中国地区センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	電話 (082) 263-7035 FAX (082) 263-7238
四国地区センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル5階	電話 (088) 653-4859 FAX (088) 615-1643
九州地区センター事務所	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目23番22号 シティ22ビル8階	電話 (092) 441-0253 FAX (092) 441-0279

[illegible]

[illegible]



発行所：公益財団法人ひかり協会

2014 年発行、2024 年 9 月第 3 版発行

電 話：(06) 6371-5304 F A X：(06) 6371-5348

U R L：<https://www.hikari-k.or.jp>

住 所：〒530-0022 大阪市北区浪花町 13 番 38 号
千代田ビル北館 2 階